

佐久市臼田文化センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市臼田文化センター条例（平成17年佐久市条例第216号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(遵守事項)

第2条 佐久市臼田文化センター（以下「センター」という。）に入館する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、設備、備品、資料等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 館内においては静粛にし、他人に迷惑をかけること。
- (3) 所定の場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。
- (4) 資料及び備品を許可なく外に持ち出さないこと。
- (5) 火災及び盗難に注意すること。
- (6) 館長及び職員の指示に従うこと。

(職員)

第3条 センターに館長及び所要の職員を置く。

(運営委員会)

第4条 センターの運営を円滑に行うために、文化センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、センターの運営に関する重要な事項について調査、研究及び協議をし、その結果を佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

(委員)

第5条 運営委員会の委員（以下「運営委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者並びに識見を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

(定数及び任期)

第6条 委員の定数は、10人以内とし、任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第7条 運営委員会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(幹事)

第9条 必要に応じ、運営委員会に幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、教育委員会事務局職員のうちから教育委員会が任命する。

(管理)

第10条 館長は、センターを円滑に管理運営するため施設及び設備、資料等を正常な状態に維持するよう努めなければならない。

- 2 館長は、センターに必要な書類等を備え、常にその現状を明らかにしておかななければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、職員の勤務及び事務処理その他必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の臼田町文化センター管理運営規則（昭和59年臼田町教委規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。